



2 教高第 277 号
令和 2 年 5 月 8 日

県立学校長様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

県立学校における「学校教育活動の段階的再開」について（通知）

各校においては、現在、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に対応いただいているところですが、この度、5月11日（月）から、県立学校における「学校教育活動の段階的再開」に向けた取組みを開始し、可能な限りの感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を実施するとともに、5月25日（月）から県内一斉に全校での全面再開を目指すこととしたので、お知らせします。

については、下記のガイドライン及び方針に基づき、幼児児童生徒及び保護者並びに教職員への周知、分散登校の準備等、適切な対応をお願いします。

なお、これまで、学校の管理運営については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点（4月28日現在）」に沿って対応いただいておりますが、5月11日（月）以降は、本ガイドライン等に基づくよう、お願いします。

記

- 1 「県立学校における新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン」
- 2 「5月11日以降の県立学校の管理運営方針」
- 3 「5月11日以降の県立特別支援学校の管理運営方針」

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

(高等学校に関すること)

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2965

(保健管理・運動部活動に関すること)

保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之

TEL 089-912-2981

(人権教育に関すること)

人権教育課 教育指導グループ 竹縄 浩二

TEL 089-912-2962

5月11日以降の県立学校の管理運営方針

R2.5.8
愛媛県教育委員会

- 『学校教育活動の段階的再開』への取組みを開始する。
 - (1) 5月11日(月)から、感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を開始（5月24日まで 学校の段階的再開）
 - (2) 5月25日(月)から、県内一斉での完全再開を目指す。
- ICTを活用した双方向通信環境を整備し、家庭学習支援を強化
- なお、県内で新たな感染事例が頻発するなど、感染の広がりが強く懸念される事態等になった場合には、地域ごと、学校ごとに判断のうえ、再開時期の見直しや休業措置などの対応を行うことがある。

(1) 分散登校の実施

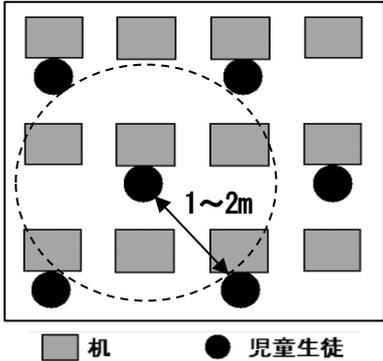
1. 実施方法

[高等学校・中等教育学校]

- 分散登校日は学年単位で割り振り、空き教室等を活用し講座の人数を1教室当たり20人以下となるよう調整する（1~2mの身体的距離確保）。
- 午前と午後の時間差で登校させる。（公共交通機関の混雑時間帯を回避、昼食は取らない）
 - 午前9:00~12:00 / 午後13:00~16:00
- 午前・午後それぞれ3コマの講座（1コマ50分）を設定。進路指導等で特に配慮が必要な「最終学年を優先」して実施する。
 - （2週間の休業期間中：1・2年生 各6回・18コマ、3年生8回・24コマ）

実施例

曜日	月	火	水	木	金
日	11日	12日	13日	14日	15日
午前	3年	3年	1年	3年	3年
午後	1年	2年	2年	2年	1年
日	18日	19日	20日	21日	22日
午前	3年	3年	2年	3年	3年
午後	2年	1年	1年	1年	2年



[特別支援学校]

- 学校規模や幼児児童生徒の実状等に応じて、学級又は学年単位でグループに分け、登校日を振り分ける。
- 午前又は午後で、幼児児童生徒の実状に応じた時間割を各校が設定する。
- 1教室当たり1学級（1~8名）までの人数とするが、身体的距離を十分に確保できない場合は、教室を分けるなどの対応をとる。

2. 指導内容

- 家庭学習の充実支援を目的とし、課題解説や学習成果を確認するための指導、家庭学習方法のアドバイス等を行う。
(グループ活動や児童生徒同士が接近・接触する実習・実技等の活動は実施しない)
- 現在休止中の「部活動」は、引き続き休止とし、学校再開後、安全な活動から段階的に解除する。
- 分散登校時における「時間割」については、各校の実態に応じて柔軟に定めて構わない。

3. 感染防止措置

- 公共交通機関の混雑を避けるため、時差登校とする。(同じ時間に1/3ずつ登校)
始業時間 9:00 終業時間 16:00
- 校門や玄関口等での密集を防ぐため、徒歩等での登下校時間帯を分散させる。
- 特別支援学校のスクールバスは、2人掛け座席に1人とするなど、座席の間隔を十分に確保する。
- 教壇前に透明フィルムを吊り下げ等、飛沫感染を防ぐための措置を講じる。
- その他詳細については、「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づくこと。

4. 開始時期

- 5月11日から、原則すべての学校で開始する。

5. 分散登校日の取扱い (令和2年5月1日付け2文科初第222号による。)

- 分散登校日は、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱う。
- 分散登校日の学習活動は、学習評価に反映することができ、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないことができる。

6. 臨時休業により実施できなかった授業日等の補い

- 臨時休業の影響によって、県立学校において開校できなかった授業日数について、次の考え方によって補充する。
 - ・家庭学習により、対面授業を補っている程度は25%を基本とする。
 - ・各校において学習状況を判定し、補うべき授業日数を算出。
- 平日の7時間目の設定、土曜授業の実施、学校行事の精選による授業時数の確保、臨時休業中の家庭学習の実績等によって、各校の実情に応じ、夏季休業等で補う日数を減ずることも可能とする。

学校再開日 5月25日	開校できなかった日数	Aのうち授業を行わない日数	補充の基準日数	夏季休業等で補う日数
	A	B	A-B=C	C*75%
家庭学習を対面授業として評価		(例)球技大会等		25%を評価
県立高校(40校、中等後期含む)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(14校)	25日	2日	23日	18日
南宇和高校	26日	2日	24日	18日
内子高校	29日	2日	27日	21日
今治東・宇和島南中等(前期)	21日	2日	19日	15日
松山西中等教育学校(前期)	28日	2日	26日	20日
県立特別支援学校(4校)	21日	2日	19日	15日
中予地域3市3町(5校)	28日	2日	26日	20日

(2) ICTを活用した家庭学習支援の強化

1. 環境整備

- 全ての生徒がICT端末(スマートフォンを含む)を利用できるよう、
- 端末機を所持していない生徒(約500人)への緊急的な整備支援
 - 通信環境が不十分な生徒に対し、Wi-Fi環境が整った教室を解放

2. 学習内容の充実

- 学習支援アプリ導入校の拡充(県教委が研修機会を提供)
オンラインでの課題の配信・提出・返却体制の全校での実現
- 双方向性の授業配信への新たな取り組み
テレビ会議システム等を活用した遠隔授業の試行
- 学習サポート動画の拡充(新入生対象から、全学年対象に拡充)
県教委が愛媛CATVと連携し作成する学習動画の活用
- 教材共有化サイトの新設
県教委が設置した「教科別支援チーム」が提供する学習プリント等の共有

(3) その他

●幼児児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

(令和2年4月28日付け2教高第242号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業の延長について(通知)」添付資料「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点(4月28日現在)」より)

- (1) 首都圏や関西圏等の感染拡大地域に行き来した幼児児童生徒については、体調に問題がない場合、他の幼児児童生徒と同様に、毎朝の検温等の確認をした上で、登校を受け入れること。

- (2) 幼児児童生徒について、保護者からの要請や本人の不安感、体調不良等により、欠席の申し出があった場合には、これを認めるとともに、次項「学習指導に関すること」の(3)の内容を伝えること。また、このことを事前に十分周知すること。
- (3) 自宅待機を要請するのは、幼児児童生徒に発熱や咳等の健康不良が認められる場合や、感染者の濃厚接触者に特定された場合であり、保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、幼児児童生徒の自宅待機を勧めることのないようにすること。
- (4) 幼児児童生徒に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめや差別が生じないよう適切な教育を行い、幼児児童生徒の人権意識の醸成に努めること。
- (5) 感染が拡大し、リスクが高まる中、予防を徹底しながら医療や物流、交通機関等様々な仕事に従事し社会を支える人々の働きについて正しい理解促進を図るとともに、そうした人々の家族に対する偏見や差別が生じないよう努めること
(令和2年4月13日付け2教人第19号「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ等の防止の徹底について」を参照のこと)。

●学習指導に関すること

(令和2年4月21日付け2文科初第154号「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について(通知)」及び令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)」より)

- (1) 学校において、児童生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と児童生徒との関係を継続することができるよう、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和2年4月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。)に記載の家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。その際、計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じること。
- (2) 家庭学習を適切に課した上で、教師が児童生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていくことが重要であり、教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。

- (3) 学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。その際、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の2（2）と同様に、学習評価に反映することができること。なお、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。
- (4) 任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができること。なお、一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

5月11日以降の県立特別支援学校の管理運営方針

R2.5.8
愛媛県教育委員会

『学校教育活動の段階的再開』への取組を開始する。

- 5月11日（月）から、幼児児童生徒（以下、「児童等」という）の生活習慣の形成を図り、学びを保障するため、十分な感染予防策を講じた上で、分散登校を実施する。
（5月24日（日）まで学校の段階的再開）
- 上記期間は、ICTを活用して家庭学習支援を強化する。

I 分散登校の実施

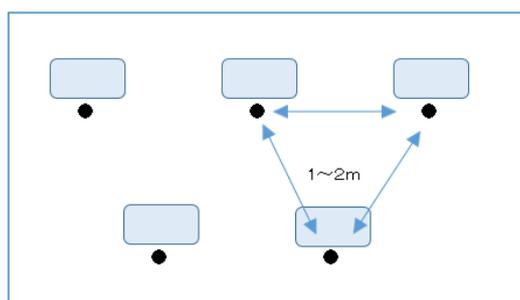
1 分散登校の実施方法

- (1) 学校規模や児童等の実状等に応じて、学級又は学年単位でグループに分けて登校日を振り分ける。
- (2) 午前又は午後で、児童等の実状に応じた時間割を各学校が設定する。
 [実施例]：小・中学部は、学部ごとに2グループに分ける。
 高等部は、学年を2グループに分ける（通学方法を考慮）。
 K：高等部寄宿舎利用（高等部寄宿舎生は1泊2日）
 ※単独通学生は、交通機関の運行状況により、午後からの登校も検討

曜日	月	火	水	木	金
第1週	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
9:00～ 9:10～ 10:00～ 10:50～ 11:30～	健康観察 指導① 指導② 指導③ 下校	小② 中② 高1①+K 高3②	小① 高1② 高2②+K 高3①	小② 中① 高1① 高3①	中② 高1② 高3②+K
13:00～ 13:10～ 14:00～ 14:50～ 15:40～	健康観察 指導① 指導② 指導③ 下校	高1K (+単独通学)	高2K (+単独通学)	高3K (+単独通学)	
第2週	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22
午前 (時程は第1週と同じ)	小① 中① 高2① 高3①	小② 中② 高1①+K 高3②	高1② 高2②+K 高3①	中① 高1① 高2① 高3②	高1② 高2② 高3②+K
午後 (時程は第1週と同じ)	高1K (+単独通学)	高2K (+単独通学)		高3K (+単独通学)	

- (3) 1教室当たり1学級（1～8名）までの人数とする。ただし、身体的距離（1～2m）を十分に確保できない場合は、教室を分けるなどの対応をとる。

(座席配置のイメージ)



- (4) 最終学年を優先的に実施するよう配慮する（進路指導、資格取得のためなど）。
- (5) 給食は実施しない。ただし、個別指導を行うなど、必要がある場合は、弁当持参等により対応する。
- (6) 寄宿舎は必要に応じて開舎する。

2 指導内容

- (1) 家庭生活・家庭学習の充実を図ることを目的とし、心身の健康状態や日常生活の状況の把握、個に応じた学習支援等を実施する。
※子ども同士が近距離で行うグループ活動や、集団による実習・実技等は実施しない。
- (2) 部活動は、引き続き休止とする。学校再開後に、安全な活動から段階的に解除する。

3 感染リスク管理の徹底

- (1) 健康状態の把握、毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底し、発熱等がみられる児童等については、自宅で休養させること。
- (2) 登下校時の留意事項
 - ① スクールバス
 - 通常の開校時の運行時間帯を基本とし、増便はしない。
 - 座席の間隔を十分にとる（2人掛け座席に1人）とともに、定期的な換気や消毒、児童等のマスクの着用、会話を控えるなど、感染症対策を徹底すること。
 - ② 単独通学生
 - 電車等の交通機関が混雑する時間帯を避け、時差登校とすること。
 - ③ 保護者送迎及び放課後等デイサービスを利用する児童等
 - 玄関口等での密集が起らないよう登下校時間帯や送迎車両への乗降場所を可能な範囲で分散させること。
 - 靴を置く場所を複数設け、場所を分散させたりするなど、靴箱を一度に利用する人数を極力減らすこと。
- (3) 学校生活での留意事項
 - 児童等それぞれの発達段階に応じて、マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの感染症対策が適切に行えるよう指導すること。
 - 換気は、可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けること。
 - 使用していない特別教室（音楽室、美術室、家庭科室、体育館等）を活用し、人数の分散化を図ること。
 - 子ども同士の対面での会話や発声、身体接触が生じるような場面が生じないように配慮すること。
 - 教職員は指導の際、身体接触は避けられないことから、マスクの着用や手指消毒の徹底など、感染症対策には細心の注意を払うこと。
 - ドアノブ、スイッチ、蛇口等、児童等の触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒するとともに、使用前後は手洗いを必ず行うこと。

Ⅱ ICTを活用した家庭学習等の支援

- (1) ICTを活用して、課題の提供や学習状況の確認を行うほか、次のような工夫を行う。
- 学習支援アプリの活用
 - ・オンラインでの課題の配信・提出・返却
 - テレビ会議システムの活用
 - ・リアルタイムでの動画配信による遠隔授業、朝の会等
 - 学習サポート動画の活用
 - ・県教育委員会が愛媛CATVと連携して作成した動画の活用
 - 学校ホームページや教材共有化サイトの活用
 - ・課題や解説をダウンロードして学習
 - ・県教育委員会の「教科別支援チーム」が提供するプリント等の活用
- (2) 児童等が家庭でICTを活用することが困難な場合、教師の支援のもと、在籍する学校内のWi-Fi環境が整備されている教室において、個別に学習等を行うことを可能とする。

Ⅲ その他

- (1) 学校の段階的再開の期間中も、教師が定期的に個々の児童等や保護者との間で電子メール等のICTや電話、郵便等を活用し、家庭学習や家庭生活を支援すること。
- (2) 分散登校実施時も、登校日ではない児童等が家庭の都合等により家庭にいない場合は、これまでも行ってきた個別の受け入れ等の柔軟な対応を行うこと。
- (3) その他、分散登校の実施については、本日配布の「県立学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」「5月11日以降の県立学校の管理運営方針」を参照すること。

【3つの感染リスク管理を徹底】

- ・換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底(密閉)
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮(密集)
- ・近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える(密接)

1 基本的な感染症対策

① こまめな手洗いや咳エチケットの徹底

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、昼食前後などこまめに手を洗う。
- ・基本的には、石けんと流水でよく手を洗う。洗えない場合、アルコールを含んだ手指消毒液を使用。石けんやアルコールに過敏に反応するなどの場合は、流水でしっかり手を洗うなど配慮する。
- ・マスクを着用。マスクがない場合に咳が出るときは、ハンカチ、ティッシュ、タオル、衣服の袖等で鼻と口を押える「咳エチケット」を指導。

② 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上、消毒液を使用し拭き取りを行う。

- ・学校における施設等の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用。

③ 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

④ 三つの感染拡大回避行動

- ・「うつらないよう自己防衛!」「うつさないよう周りに配慮!」「県外の外出自粛と3密回避!」を徹底する。特に、感染拡大地域(特定警戒都道府県)への外出自粛を徹底すること。

2 分散登校時に特に留意する感染症対策

- マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの徹底した感染症対策を講じること。
- 毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底し、発熱等がみられる生徒については、自宅で休養させること。
- 登校時間帯は、公共交通機関が混雑する時間帯を避ける。登下校時にもマスクを着用するよう指導する。
- スクールバス利用に当たっては、座席の間隔を十分にとる(2人掛け座席に1人)とともに、定期的な換気や消毒、児童生徒のマスクの着用、会話を控えるなど、感染症対策を徹底する。
- 換気の悪い密閉空間にしないために、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開け、窓のない部屋では常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めること。空調使用時においても、換気は必要であることに留意すること。
- 教師と生徒、生徒同士の接触や、近距離での対面による会話等を避けること。
- 教壇前に透明フィルムを吊り下げる等、飛沫感染を防ぐための策を講じること。
- 物品の共用による感染を避けるため、ドアノブ、スイッチ、蛇口等、生徒の触れる場所や、共用の教材、教具、情報機器などを、定期的及び随時、消毒すること。
- 教師及び生徒並びに生徒同士の間には身体的距離(1~2メートル)を確保すること。また、1教室の生徒数は20人以下となるよう配置すること。
配置例は下図のとおり。

